

(案)

第4次富士見市美化推進計画

富士見市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の見直し	2
第2章 計画の基本方針	8
第3章 施策の展開	9
1. ☆きれい☆に気づく まちの美化	9
2. ☆きれい☆を育む 美化意識	10
3. ☆きれい☆を守る 美化活動	11
4. ☆きれい☆を広げる 美化協働	12
第4章 計画の推進体制	13
1. 推進体制	13
2. 推進組織	13
3. 計画の実行	14
4. 実績の公表	14
5. 計画の点検・見直し	14
《参考資料》	
資料1 富士見市をきれいにする条例	15
資料2 美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域	18

第1章 計画の基本的事項

1 計画の背景と目的

空き缶、たばこの吸い殻等のごみの投げ捨てや放置された犬のふんは、近くに住む人や通りかかる人の気分を害するとともに、ごみの投げ捨てが繰り返される等、まちの環境美化の妨げとなる負の連鎖を生み出します。また、たばこについては、手に持ったたばこの火の危険性、受動喫煙による健康への影響や環境美化の観点等から大きな問題となっています。

このようなことから、富士見市では、市民等（※1）・事業者・行政が相互に連携し、まちぐるみで環境美化を推進するための計画として、平成22年4月に「富士見市美化推進計画」を策定し、様々な施策を展開してきました。

また、2015年の国連サミットにおいて、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標として採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、17の目標があり、日本としても積極的に取り組んでいます。

富士見市においても、SDGsの考え方を取り入れ、環境美化に関する取り組みの活性化を図り、暮らしやすいまちづくりを進めています。

今回、「第3次富士見市美化推進計画」の計画期間満了に伴い、これまでの成果等を踏まえるとともに、課題を整理し、引き続き富士見市における環境美化の推進を図るため、「第4次富士見市美化推進計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

（※1）市内に居住し、若しくは滞在し、又は通過する者（土地の管理者等を含む。）



2 計画の位置付け

本計画は、「富士見市をきれいにする条例」第14条の規定に基づき、環境美化の観点から環境分野の上位計画である「富士見市環境基本計画」を補完・具体化するものとして策定します。

参考
(美化推進計画) 第14条 市長は、環境美化を推進するため、次に掲げる事項について美化推進計画を定めるものとする。 (1) 投げ捨て及び放置を防止するための施策に関する事項 (2) 路上喫煙を防止するための施策に関する事項 (3) 環境美化推進に係る市民等、事業者及び土地所有者等の啓発に関する事項 (4) 市民団体が自発的に行う環境美化を推進する活動の支援に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、環境美化の推進に関して必要な事項

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢や環境情勢に著しい変化が生じた場合には、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

4 計画の見直し

(1) 第3次富士見市美化推進計画の総括

1. 続けよう 目を向け気づく まちの美化

<方針>

市民一人ひとりが地域の環境美化を含め、まちの環境美化に関心を持つことができるよう、自主的に環境美化活動を実施している市民団体や事業者のイベントやキャンペーンの実施、まちの環境美化に関する情報等を積極的に発信・収集します。

<主な実績>

- 環境問題啓発ポスター募集及びポスター展の開催
- 「富士見市をきれいにする日(※2)」の市広報やホームページ等による周知
- 「富士見市をきれいにする条例」街頭キャンペーンの実施

- 路上喫煙禁止啓発看板、横断幕、路面シール、のぼり旗の設置
 - 各町会における美化活動等の市ホームページでの紹介
 - 富士見ふるさと祭り<エコ広場>における情報発信
- (※2) 5月と11月の最終日曜日をいう。



環境問題啓発ポスター表彰式

<成果>

「富士見市をきれいにする日」の趣旨に賛同する多くの町会・団体等が一斉清掃をすることで、より多くの方が地域の環境美化について情報を共有し、相互に関心を深めることができました。

(令和6年度美化活動に関する市内アンケート結果より)

<課題>

令和6年度に実施した富士見市アンケートモニター結果では、美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域を認知していない方が34.2%となったため、認知していない方に対して、周知する取組みが必要です。

2. 育てよう 一人ひとりの 美化意識

<方針>

市民一人ひとりが自宅周辺の環境美化に努めるとともに、他人を気遣う思いやりを持つことができるよう、教育の現場だけでなく、大人が率先して模範を示し、社会全体で環境美化意識の啓発を推進します。

<主な実績>

- まちづくり講座や環境講座による環境美化意識の啓発
- 犬のふん放置を禁止する看板、路上喫煙禁止啓発看板、横断幕、路面シール、のぼり旗の管理を行い、個々のマナー向上のための啓発活動を実施
- 学校をはじめとした公共施設などでの自主的な美化活動



路上喫煙禁止啓発用横断幕

<成果>

美化活動への参加を通して、環境美化意識を共有し、さらには参加者同士の交流を図ることができました。

(令和6年度美化活動に関する庁内アンケート結果より)

<課題>

路上喫煙やたばこの吸い殻・ごみのポイ捨て及び犬のふんの放置等が依然として見受けられるため、マナー意識向上のため、更なる啓発手法の検討と対策が必要です。

3. 取り組もう 「きれい」を守る 美化活動

<方針>

市民等・事業者・行政がそれぞれの役割に基づき環境美化活動を積極的に行うとともに、まちの環境美化を守るための対策を推進します。

<主な実績>

- 不法投棄パトロールの実施及び警告看板の作製・配布
- 不法投棄の通報に対する回収と処分
- 路上喫煙状況調査の実施
- 市と富士見市商工会・商店会連合会の三者協定において、美化啓発のぼり旗・ステッカーの設置など美化活動の継続
- 安心安全道路クリーン事業の開催と職員の参加

不法投棄発生件数

(単位 件)

年 度	ごみ集積所	公園	その他	合計
令和元年度	80	5	69	154
令和2年度	64	4	34	102
令和3年度	74	6	27	107
令和4年度	53	6	18	77
令和5年度	47	7	17	71



安心安全道路クリーン事業

<成果>

公共施設や学校の自主的な美化活動により、まちをきれいに保とうという美化意識の向上につながりました。

(令和6年度美化活動に関する庁内アンケート結果より)

また、市民等・事業者・行政がそれぞれの役割に基づき、積極的な美化活動に取り組んだことで、きれいな環境づくりに貢献できました。

<課題>

新たに市民となった方や新規出店事業者が活動に参加しやすい環境整備が必要です。

4. 広げよう チームワークで 美化運動

<方針>

個人や家族の枠を超えて、地域ぐるみ・まちぐるみで環境美化活動を行うた

め、市民等・事業者・行政が一体となり、自主的な環境美化活動の支援、情報の共有、体制づくりを推進します。

<主な実績>

- クリーン作戦を行う団体へのごみ袋配布等の支援
- 富士見市環境施策推進市民会議での各種事業により、市民・事業者と交流し、情報交換を実施
- 新河岸川放水路・びん沼川環境浄化運動への参加

クリーン作戦取組実績

年 度	団 体 数	活動回数合計	参加人数合計
令和元年度	55団体	85回	8,187人
令和2年度	20団体	29回	1,683人
令和3年度	29団体	43回	3,271人
令和4年度	45団体	66回	7,675人
令和5年度	42団体	60回	7,688人



富士見市環境施策推進市民会議事業
(街頭キャンペーン)

<成果>

市民等・事業者・行政が一体となり、自主的な環境美化活動の支援、情報共有、体制づくりを推進することができました。

<課題>

事業者との連携や協力の方が少なく、効果的な施策への取組みが難しいため、市民だけでなく事業者等との連携を強化していく必要があります。

(2) 見直しの視点

市民等・事業者・行政それぞれが様々な取組みの実践を通じて、社会全体で環境美化に関する意識の向上を図ることができました。また、街中に投棄されたごみも減少傾向となっていますが、依然としてたばこの吸い殻のポイ捨てや犬のフンの放置が散見されます。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による行動制限や参加者の高齢化に伴い美化活動団体が減少していることから、新たな参加者の確保が課題となっています。

以上のことを踏まえ、本計画においては、第3次計画の基本方針の内容を踏襲しつつ活動を強化し、各団体の継続的な取組みを促すとともに、第3次計画で課題とされた内容への対応を新たに計画に盛り込むことにより、更に活動を強化し、市民等・事業者・行政の新たな環境美化の取組みを後押ししていきます。

第2章 計画の基本方針

ごみの投げ捨て等のない「清潔で美しいまちづくり」の実現を目指し、次の4項目を基本方針として定めます。

1. ☆きれい☆に気づく まちの美化

市民一人ひとりが、地域の環境美化について様々な情報や取組みを共有し、まちの環境美化に関心を持ち、気づくことができるよう、市民等・事業者・行政それぞれが情報を積極的に収集・発信します。

2. ☆きれい☆を育む 美化意識

市民一人ひとりが、地域の環境美化に関心を持ち、地域や他人を気遣う思いやりの意識を育み、社会全体で環境美化意識向上のため、啓発を推進します。

3. ☆きれい☆を守る 美化活動

市民等・事業者・行政がそれぞれの役割に基づき、環境美化活動に積極的に参加できるよう、イベントやキャンペーンを実施するとともに、まちの環境を守るための対策活動を推進します。

4. ☆きれい☆を広げる 美化協働

個人や家族の枠を超えて、地域・まちぐるみで環境美化活動を行うため、市民等・事業者・行政が一体となり、自主的な環境活動の支援や効果的な施策の取組みができる体制づくりを推進します。

第3章 施策の展開

1. ☆きれい☆に気づく まちの美化



【施策の方向性（情報収集・発信）】

「清潔で美しいまちづくり」を目指すためには、市民一人ひとりが自分の住むまちの環境美化について関心を持つとともに、来訪者に対しても積極的に情報を発信することが必要です。

市民一人ひとりが地域の環境美化を含め、まちの環境美化に関心を持つことができるよう、環境美化活動に関するイベントやキャンペーンの実施、まちの環境美化に関する情報等を積極的に収集・発信します。

【取組事業】

取組内容	取組の主体		
	市民等	事業者	行政
環境問題啓発ポスター展の実施、富士見ふるさと祭りにおける表彰	○		○
「富士見市をきれいにする日」に関する市広報、ホームページ等による周知			○
路上喫煙禁止区域の認知度向上	○	○	○
各町会における美化活動等の市ホームページでの紹介	○		○
富士見ふるさと祭り<エコ広場>における情報発信	○	○	○

2. ☆きれい☆を育む 美化意識



【施策の方向性（意識啓発）】

たばこの吸い殻等のごみの投げ捨てや放置された犬のふんは、近くに住む人や通りかかる人の気分を害するとともに、ごみの投げ捨てが繰り返される等、まちの環境美化の妨げとなる負の連鎖を生み出すことから、市民一人ひとりに対して「自分の住むまちをきれいに保とう」とする心を育むことが必要です。

市民一人ひとりが自宅周辺の環境美化に努めるほか、他人を気遣う思いやりを持つことができるよう、教育の現場や地域など社会全体で環境美化意識の啓発を推進します。

【取組事業】

取 組 内 容	取組の主体		
	市民等	事業者	行政
公共施設・学校・地域等でのごみ拾いの実施	○	○	○
喫煙者一人ひとりに対するマナー向上のための啓発活動の実施	○	○	○
路上喫煙禁止区域内の啓発物（路面シール、横断幕、のぼり旗）の設置			○
【新規】路上喫煙禁止の更なる啓発手法の検討と対策（側溝用ポイ捨て禁止ステッカーの設置等）			○
美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域拡大の検討			○
富士見ふるさと祭りでの環境美化意識の啓発	○	○	○
街頭キャンペーンの実施	○	○	○

3. ☆きれい☆を守る 美化活動



【施策の方向性（活動・行動）】

きれいな道路や適正に管理された土地には、たばこの吸い殻等のごみの投げ捨てや犬のふんの放置はされにくいものであることから、まちの環境美化を守るためにも環境美化活動の一層の活性化が必要です。

市民等・事業者・行政がそれぞれの役割に基づき環境美化活動を積極的に行うとともに、まちの環境美化を守るための対策を推進します。

【取組事業】

取組内容	取組の主体		
	市民等	事業者	行政
市職員や事業者による安心安全道路クリーン事業の実施	○	○	○
へちまやゴーヤなどによる緑化事業の実施や種子の配布	○	○	○
不法投棄パトロールの実施			○
不法投棄禁止看板の作製・配布			○
犬のふん放置禁止看板の作製・配布			○
違法屋外広告物の撤去			○
【新規】空家・空地などの適正管理	○	○	○
【新規】落書き禁止看板の作製・配布			○
路上喫煙状況調査の実施			○

4. ☆きれい☆を広げる 美化協働



【施策の方向性（全体運動）】

富士見市全体の環境美化に向けた取組を推進するためには、地域特性を考慮しながら、市民・事業者・行政が共に考え、共に行動することができる体制づくりが必要です。

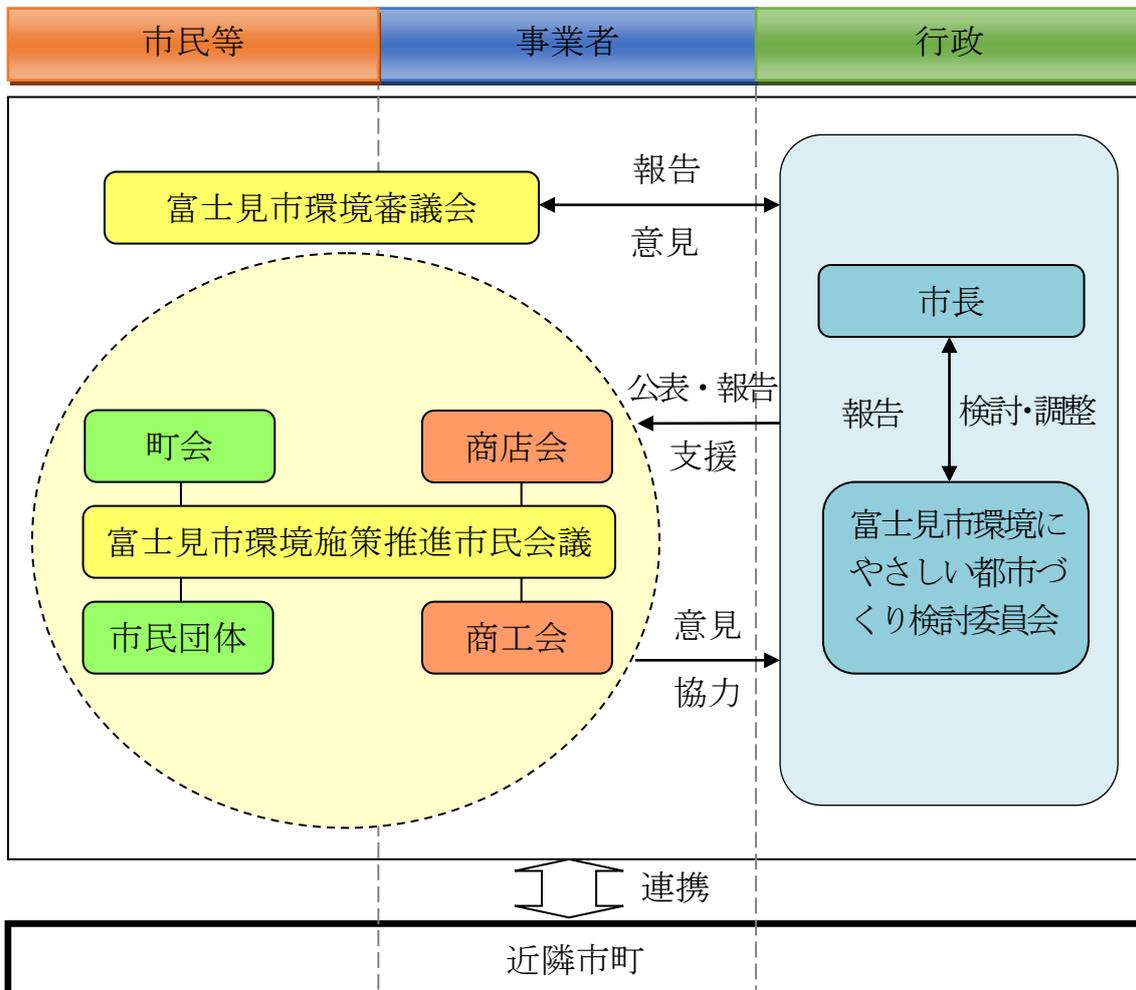
個人や家族の枠を超えて、地域ぐるみ・まちぐるみで環境美化活動を行うため、市民等・事業者・行政が一体となり、自主的な環境美化活動の支援、情報の共有、体制づくりを推進します。

【取組事業】

取 組 内 容	取組の主体		
	市民等	事業者	行政
【新規】新たな事業者との連携事業の検討		○	○
市民等・事業者・行政が連携した環境美化の推進に関する各種事業の実施	○	○	○
クリーン作戦を行う団体へのごみ袋配布等の支援			○
新河岸川放水路・びん沼川環境浄化運動への参加	○	○	○
【新規】自宅・事業所等周辺のごみ拾いや草取りなどの活動の輪を広げる取組み	○	○	○
市と富士見市商工会・商店会連合会の三者協定において、美化啓発のぼり旗・ステッカーの設置など美化活動の継続		○	○

第4章 計画の推進体制

1 推進体制



2 推進組織

- 富士見市環境審議会
学識経験者や市民団体の代表者等から構成され、富士見市の環境の保全及び創造に関する事項の調査・審議等を行い、意見を述べる組織です。
- 富士見市環境施策推進市民会議
富士見市の環境の保全及び創造のために、市民等・事業者・行政が相互に連携しながら、それぞれの役割や能力に応じた取組みを行う組織です。
- 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会
環境施策の推進に関して検討・調整を行う行政内部の組織です。

3 計画の実行

市民等・事業者・行政がそれぞれの役割に基づき施策を展開し、地域ぐるみ・まちぐるみで環境美化活動を進めます。

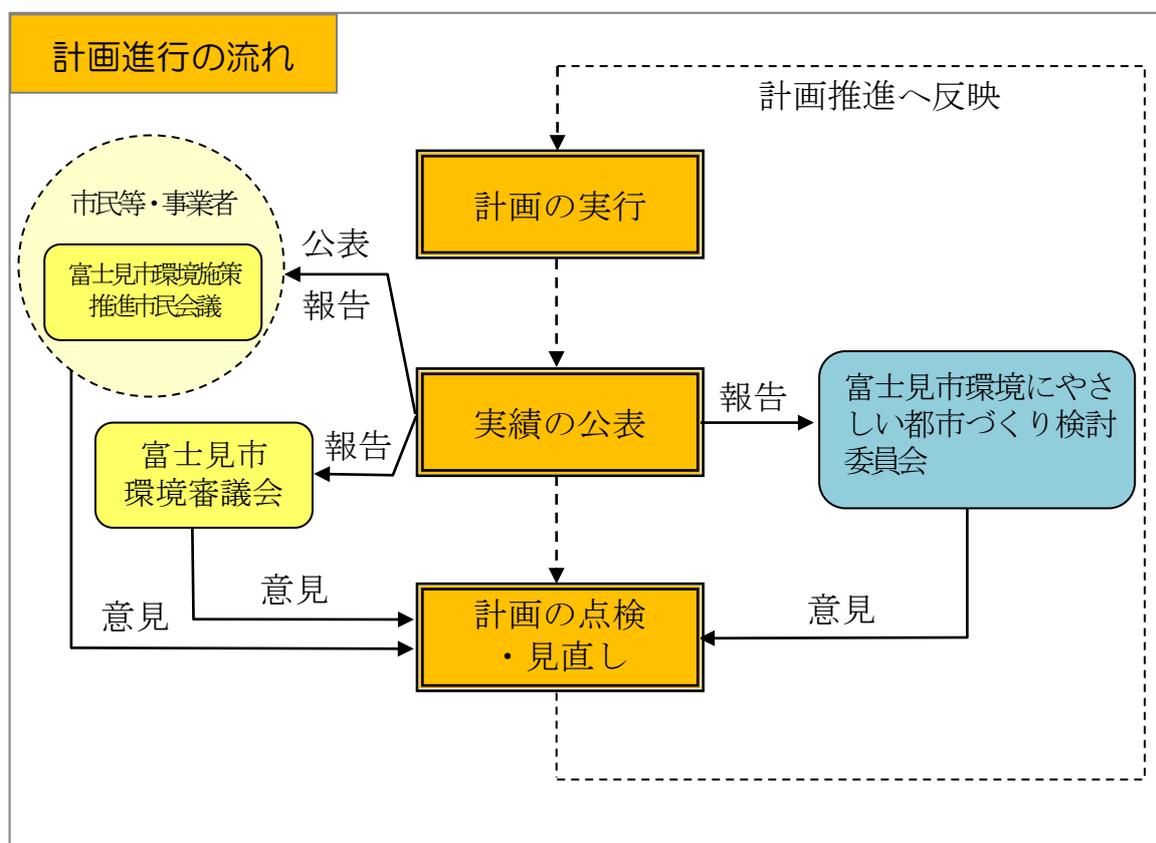
4 実績の公表

本計画に基づく取組実績を取りまとめ、年次報告書「富士見市の環境」などにより市のホームページ等で広く公表します。

5 計画の点検・見直し

公表された取組実績について、富士見市環境審議会、富士見市環境施策推進市民会議等から意見を集め、次年度以降の施策に反映します。

なお、社会情勢や環境情勢に著しい変化が生じた場合には、必要に応じて本計画の見直しを行います。



《参考資料》

資料1

富士見市をきれいにする条例

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 投げ捨て 空き缶等を持ち帰らず、これを回収容器その他定められた場所以外の場所に捨てることをいう。

(2) 放置 犬のふんを持ち帰らず、放置することをいう。

(3) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物の収納に用いられた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するもので、投げ捨てられることによりごみの散乱の原因となるものをいう。

(4) 公共の場所 市内の道路、公園その他屋外の公共の用に供する場所をいう。

(5) 路上喫煙 公共の場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

(6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通過する者をいう。

(7) 事業者 市内で事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。

(8) 市民団体 主に市民により組織された営利を目的としない団体をいう。

(9) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者及び市民団体と協働して具体的な推進計画を定め、実施しなければならない。

3 市は、まちをきれいにする活動を自主的に行う市民団体から協力依頼があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、犬を散歩させるときは、犬のふんを処理するための用具を携帯し、それを当該用具に入れて持ち帰り、適正に処理しなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するために市が行う空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止に関する施策(以下「美化推進施策」という。)に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、投げ捨てを防止するために必要な措置を講じるとともに、美化推進施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の環境美化に努めるとともに、美化推進施策に協力しなければならない。

(投げ捨ての禁止)

第7条 市民等は、空き缶等の投げ捨てをしてはならない。

(放置の禁止)

第8条 市民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に犬のふんを放置してはならない。

(路上喫煙の防止)

第9条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、公共の場所を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(美化推進重点区域の指定)

第10条 市長は、環境美化の推進を図るため、特に必要があると認める区域を美化推進重点区域(以下「重点区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により重点区域を指定しようとするときは、関係地域住民及び関係団体の意見を聴くものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第11条 市長は、重点区域において、路上喫煙が他の歩行者等にとって特に危険であると認める区域を路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、路上喫煙禁止区域について準用する。
(路上喫煙の禁止)

第12条 市民等は、禁止区域において、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、是正するために必要な指導又は勧告をすることができる。

(1) 重点区域において第7条又は第8条の規定に違反した者

(2) 前条の規定に違反した者

(美化推進計画)

第14条 市長は、環境美化を推進するため、次に掲げる事項について美化推進計画を定めるものとする。

(1) 投げ捨て及び放置を防止するための施策に関する事項

(2) 路上喫煙を防止するための施策に関する事項

(3) 環境美化推進に係る市民等、事業者及び土地所有者等の啓発に関する事項

(4) 市民団体が自発的に行う環境美化を推進する活動の支援に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、環境美化の推進に関して必要な事項

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

資料2

美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域



- ・緑枠内が美化推進重点区域です。
- ・美化推進重点区域内の公道が路上喫煙禁止区域です。



※鶴瀬駅周辺は、区画整理事業の進捗状況により、美化推進重点区域内で路上喫煙禁止区域が変更となります。

※路上喫煙禁止区域内の公道には、路上喫煙禁止区域の標識シールなどを貼付し、啓発しています。



路上喫煙禁止区域の標識シール

第4次富士見市美化推進計画
令和7年3月

発行 富士見市
編集 富士見市経済環境部環境課

〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800 番地の1
電話 049-251-2711 (代) FAX 049-253-2700